

食肉衛生検査所だより

平成 29 年度◆第4号◆

平成 30 年 3 月



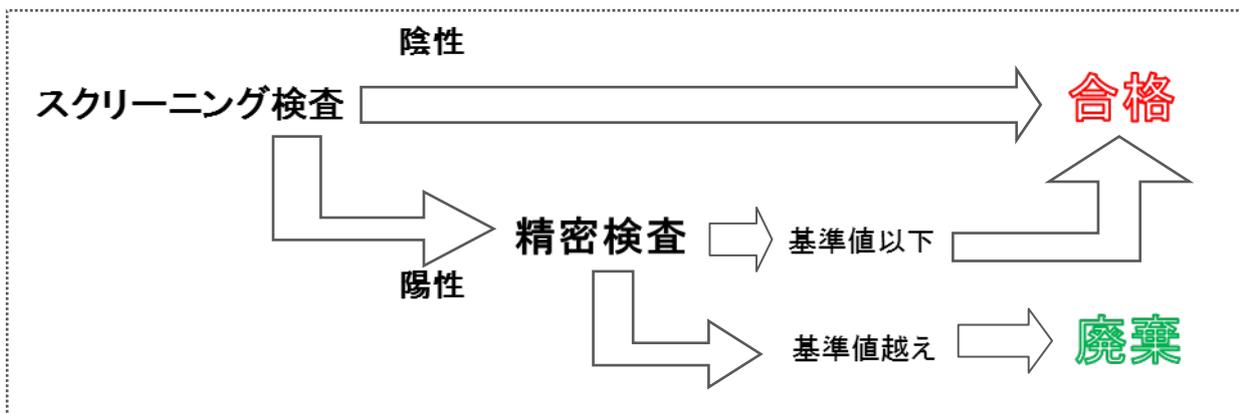
牛肉・豚肉の残留動物用医薬品検査



動物用医薬品は家畜の病気の予防や治療、効率的な肥育を目的に使用されます。家畜の体内に残留しないよう、食用出荷前の一定期間は使用しないことが決められています。

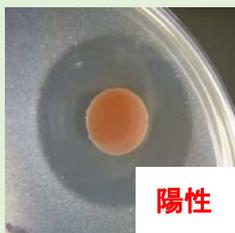
適切な投与量や時期を守らないと内臓や筋肉に薬剤が残留することがあるため、出荷前に投薬歴のある個体を中心に検査を行っています。

検査の流れ



スクリーニング検査(直接ディスク法)

ろ紙(ディスク)に腎臓の液を含ませ、細菌を混ぜた培地上に一晩置きます。残留物質により細菌の増殖が抑えられ、ディスク周囲が透明に抜けたものを陽性と判定します。



精密検査 (高速液体クロマトグラフ質量分析計)

極微量の残留物質を検出し、種類や量を調べます。



動物用医薬品等が食品衛生法の基準を超えて食肉に残留している場合は、**廃棄処分**としています。当検査所の検査結果は、下の表をご覧ください。

平成24年度～平成28年度の残留動物用医薬品検査結果

	H24		H25		H26		H27		H28	
	牛	豚	牛	豚	牛	豚	牛	豚	牛	豚
検査頭数	409	523	419	413	407	289	548	245	486	313
スクリーニング検査陽性頭数	13	30	7	9	18	3	24	9	15	8
全部廃棄となった頭数	1	1	2	0	0	0	1	1	0	0



福岡市食肉衛生検査所

〒812-0055 福岡市東区東浜2-85-14
TEL 092-651-3404 FAX 092-651-9015